

被保険者・受給者の範囲の拡大に伴う保険料の見通しについて

— ごく粗い試算 —

(総括表)

本試算の考え方

以下のケースについて、保険料の試算を行う。「介護予防が相当進んだケース」を前提として試算)

保険料を負担する年齢

A₁ : 20歳以上とする場合

A₂ : 25歳以上とする場合

A₃ : 30歳以上とする場合

A₄ : 35歳以上とする場合

なお、いずれの場合も、試算上、
保険給付費の範囲は、原則0歳以上であるものとしている。

保険料負担割合

B₁ : 40歳未満の保険料負担を40歳以上と同水準とする場合
(第2号被保険者の対象年齢を拡大する。)

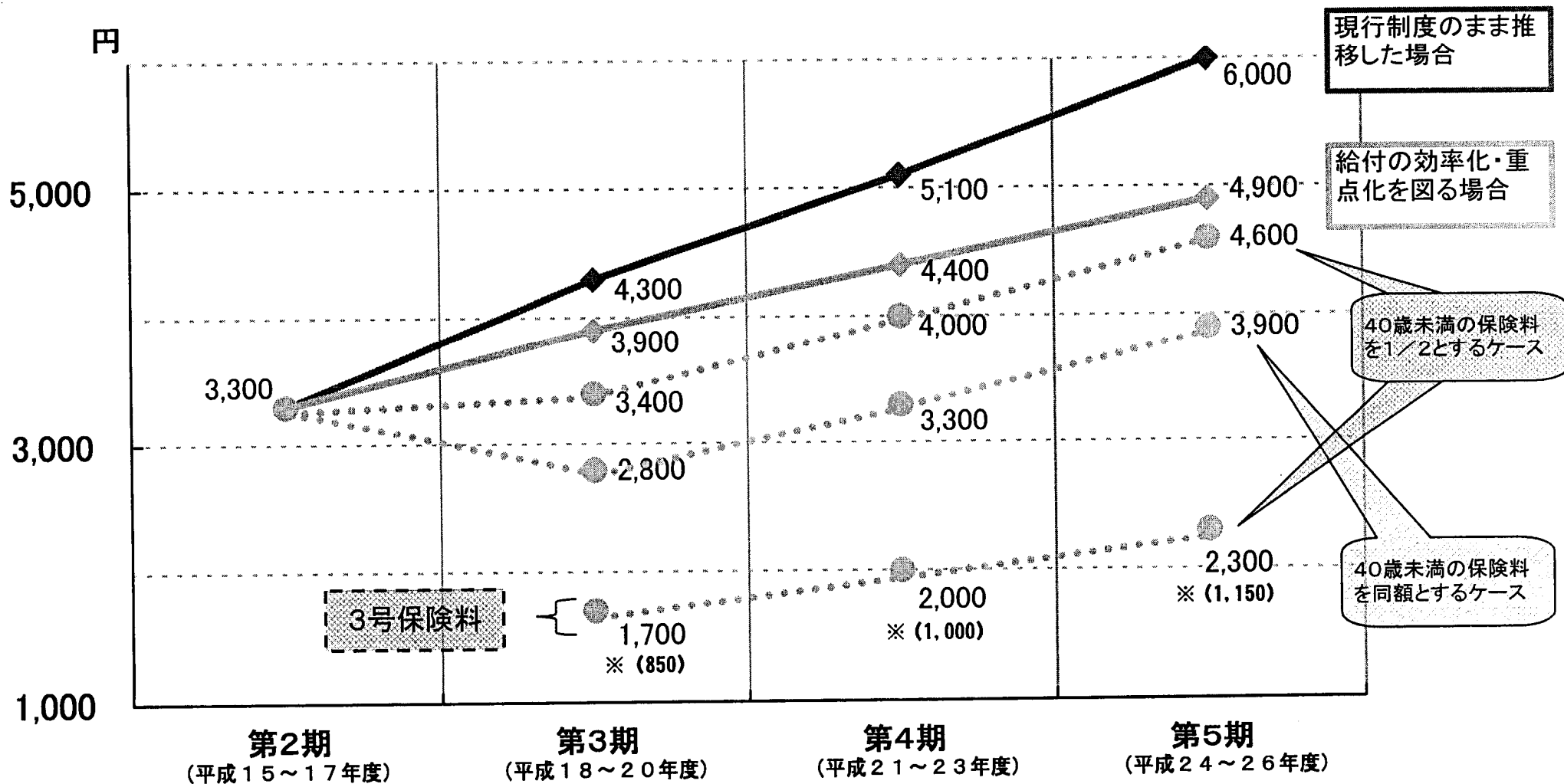
B₂ : 40歳未満の保険料負担を40歳以上の2分の1とする場合
(拡大する被保険者を「第3号被保険者(仮称)」とする。)

給付サービスの範囲

C₁ : 在宅サービスと施設サービスの双方を対象とする場合

C₂ : 在宅サービスのみを対象とする場合

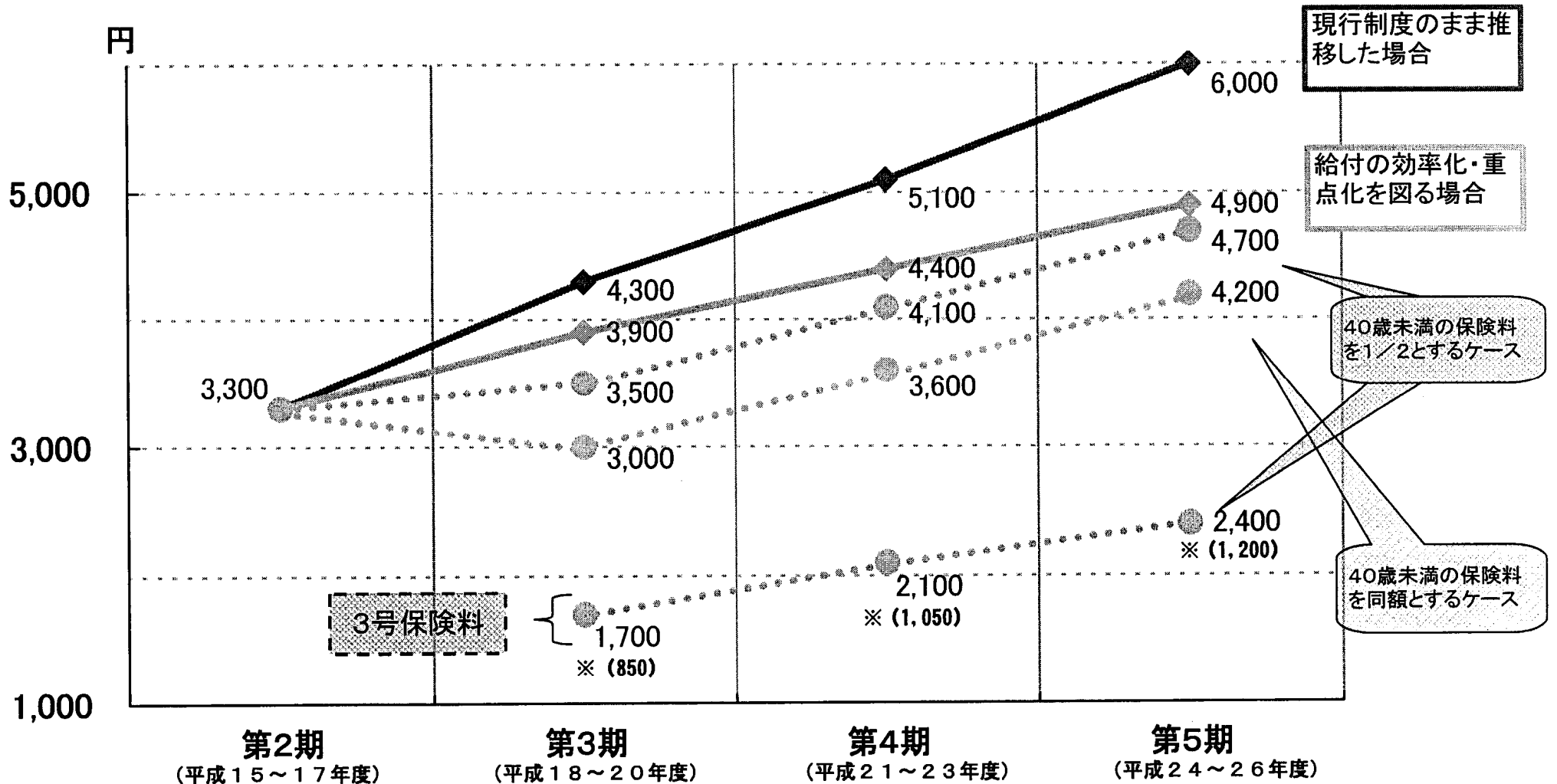
(1) 保険料を負担する年齢を「20歳以上」とする場合



(注) 上記は、「C1 (在宅サービスと施設サービスの双方を対象)」の場合を示している。なお、「C2 (在宅サービスのみを対象)」の場合は、点線の各線が100円ないし200円(3号保険料については0円ないし100円)分下方に下がる。

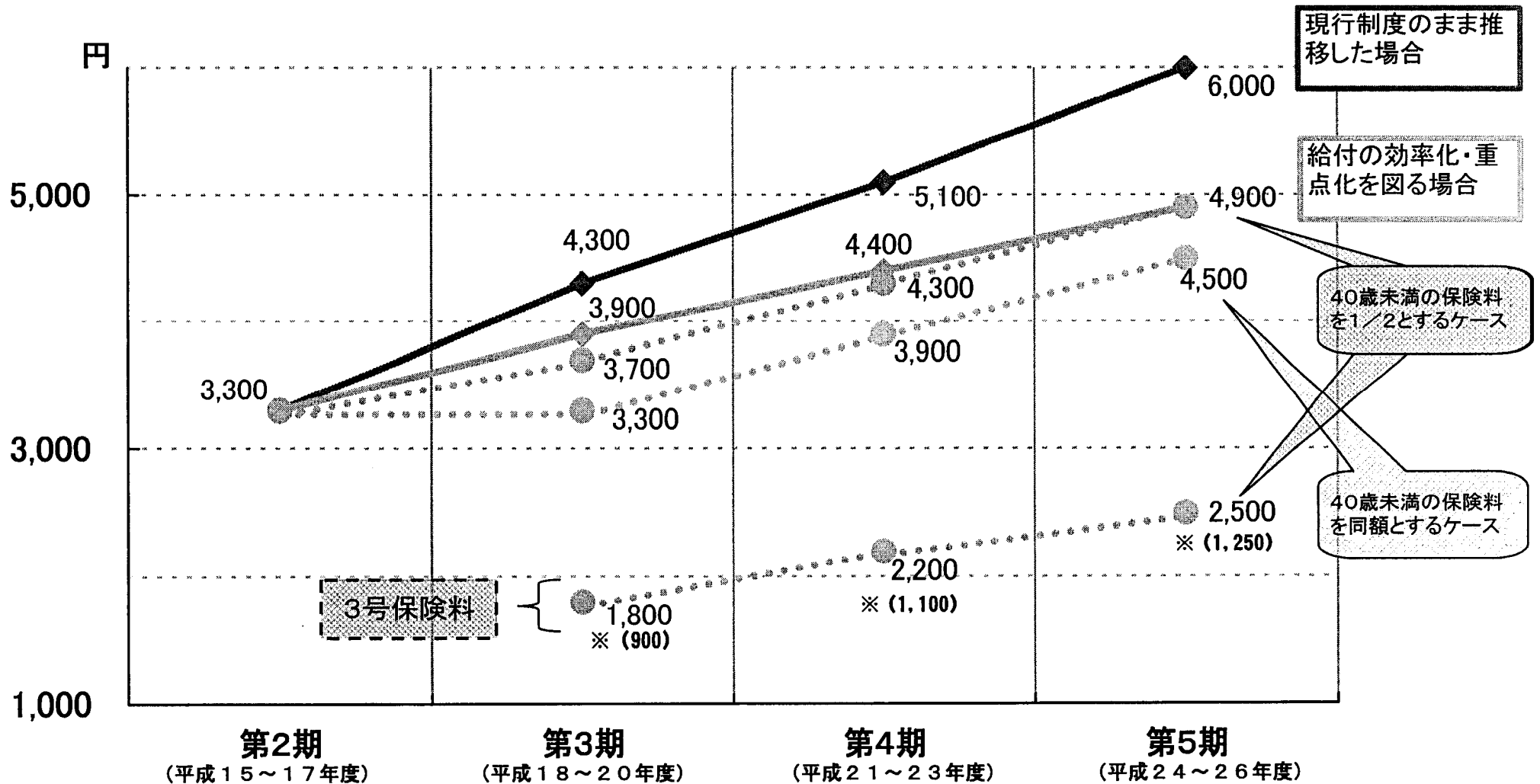
※ () は、第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(2) 保険料を負担する年齢を「25歳以上」とする場合



(注) 上記は、「C1 (在宅サービスと施設サービスの双方を対象)」の場合を示している。なお、「C2 (在宅サービスのみを対象)」の場合は、点線の各線が100円ないし200円(3号保険料については0円ないし100円)分下方に下がる。
 ※ () は、第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

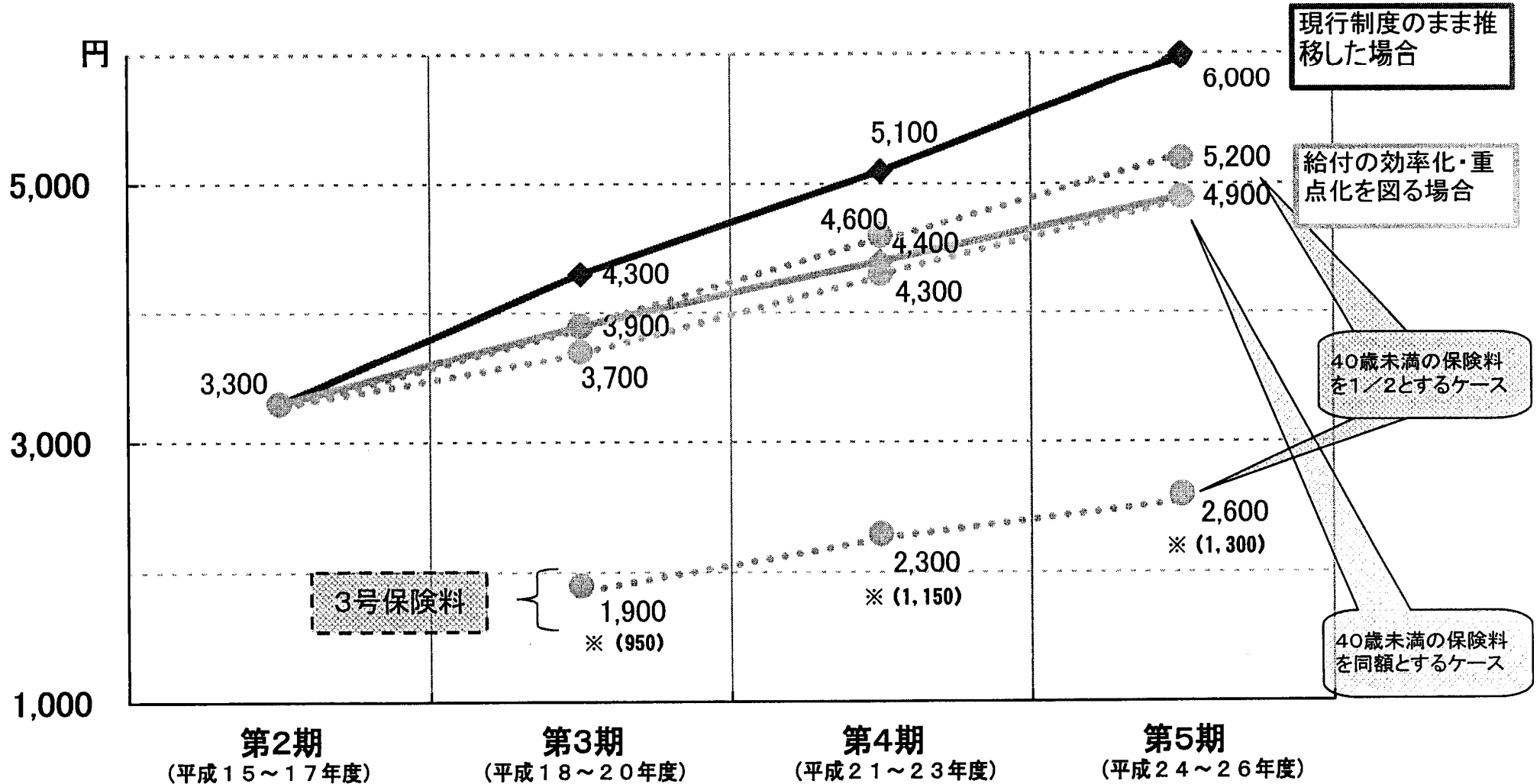
(3) 保険料を負担する年齢を「30歳以上」とする場合



(注) 上記は、「C1 (在宅サービスと施設サービスの双方を対象)」の場合を示している。なお、「C2 (在宅サービスのみを対象)」の場合は、点線の各線が100円ないし200円(3号保険料については0円ないし100円)分下方に下がる。

※ () は、第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

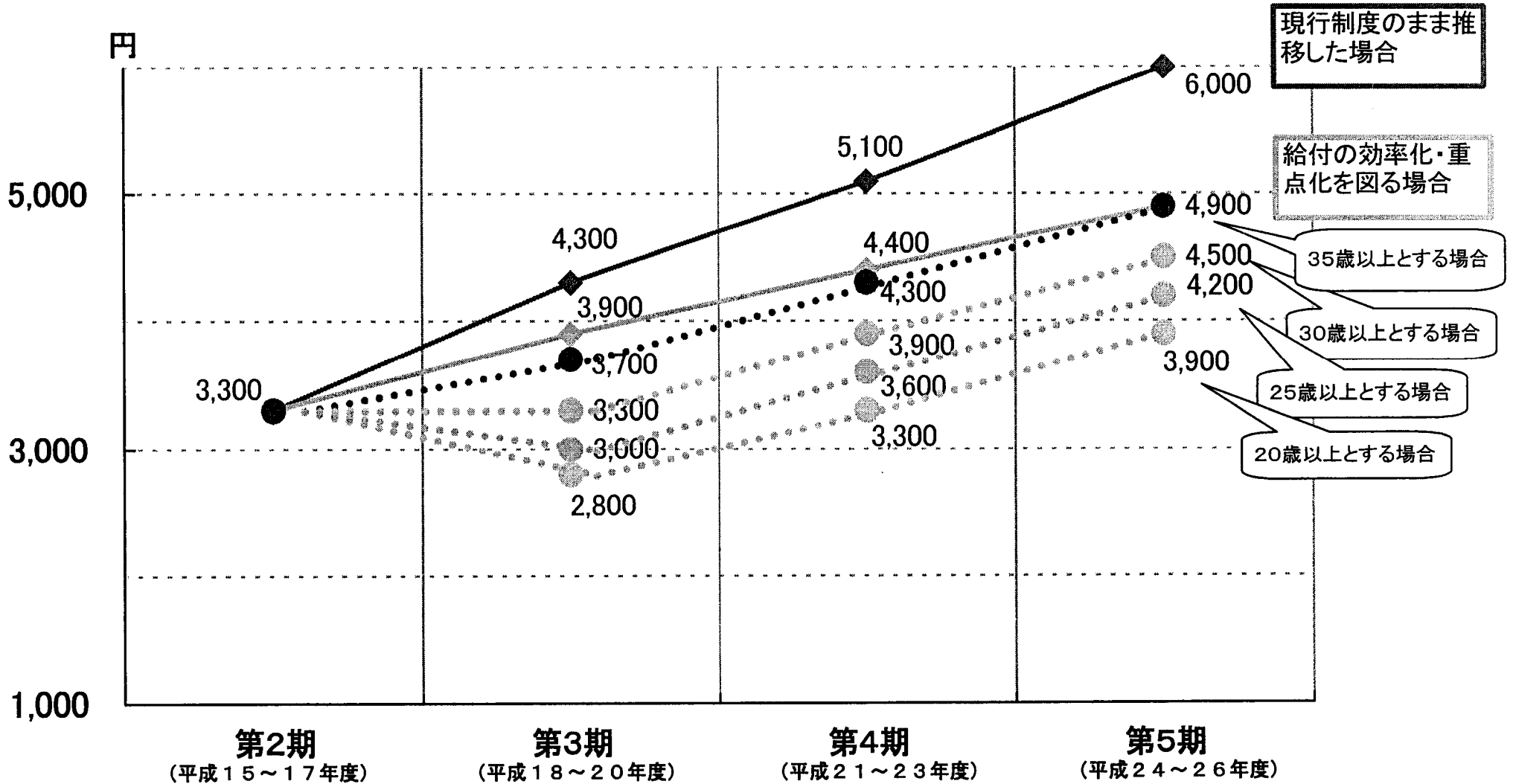
(4) 保険料を負担する年齢を「35歳以上」とする場合



(注) 上記は、「C1 (在宅サービスと施設サービスの双方を対象)」の場合を示している。なお、「C2 (在宅サービスのみを対象)」の場合は、点線の各線が100円ないし200円(3号保険料については0円ないし100円)分下方に下がる。

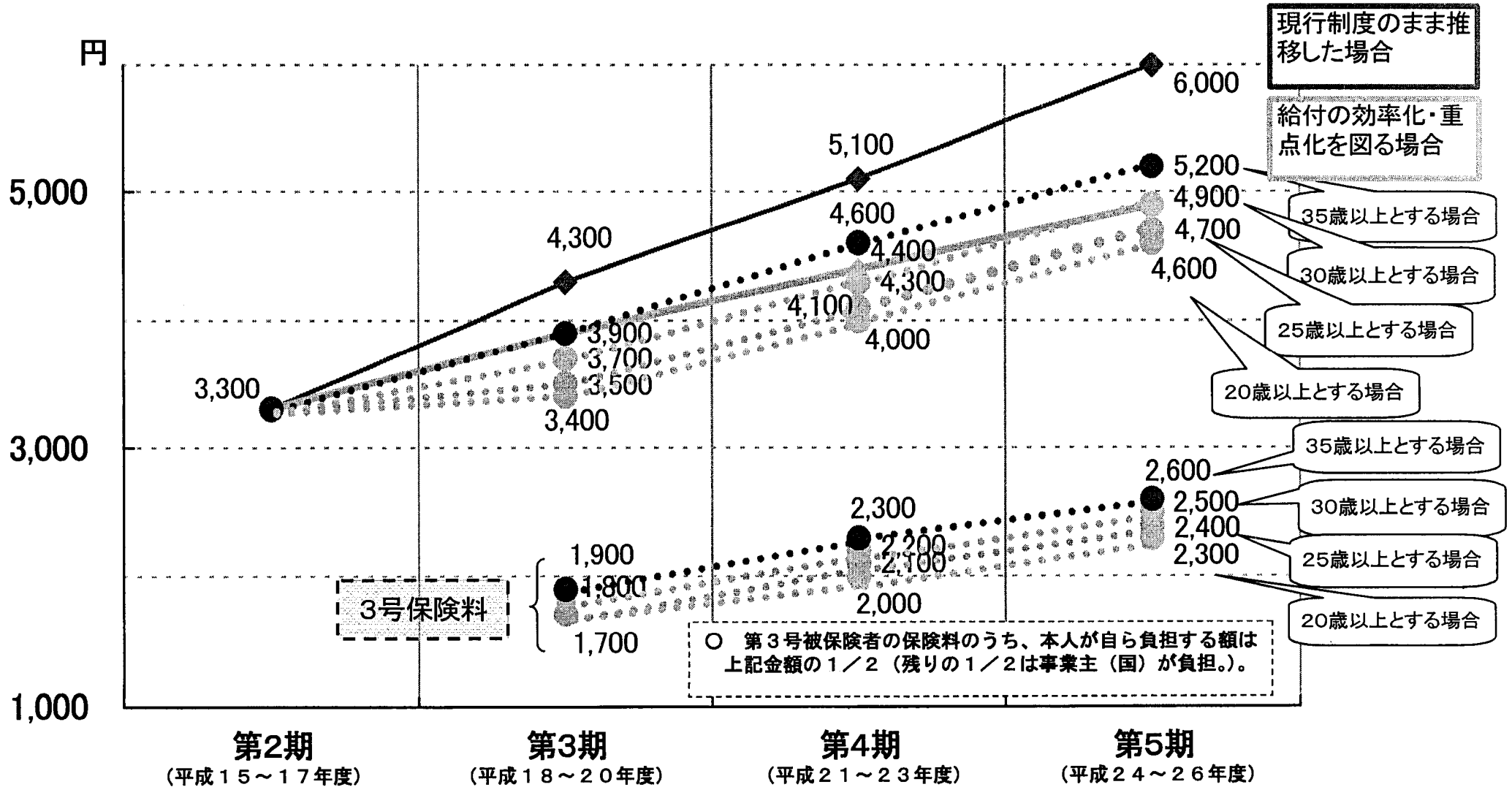
※ () は、第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額(残りの1/2は事業主(国)が負担)。

(参考1) 保険料を負担する年齢別の保険料水準(40歳未満同額の場合)



(注) 上記は、「C1(在宅サービスと施設サービスの双方を対象)」の場合を示している。なお、「C2(在宅サービスのみを対象)」の場合は、点線の各線が100円ないし200円分下方に下がる。

(参考2) 保険料を負担する年齢別の保険料水準(40歳未満1/2の場合)



(注) 上記は、「C1 (在宅サービスと施設サービスの双方を対象)」の場合を示している。なお、「C2 (在宅サービスのみを対象)」の場合は、点線の各線が100円ないし200円(3号保険料については0円ないし100円)分下方に下がる。